

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給認定及び認定変更に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給認定及び認定変更に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

令和7年7月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給認定及び認定変更に関する事務
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、保健福祉事務所で実施している以下の業務で使用する。 ・児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定に関する事務 ・児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更に関する事務 ・児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 申請書等に個人番号の記載欄を設け、住民票関係情報等と連携することで事務の省力化及び書類提出の省略化を図る。
③システムの名称	小児慢性特定疾病医療費支給認定等支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病受給者データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法別表8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 ○情報提供に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80、125、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

- ・神奈川県政策局政策部情報公開広聴課
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
電話045-210-1111 内線3714
- ・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
電話045-210-1111 内線4671
- ・平塚保健福祉事務所
〒254-0051 平塚市豊原町6-21
(0463)32-0130
- ・平塚保健福祉事務所 秦野センター
〒257-0031 秦野市曾屋2-9-9
(0463)82-1428
- ・鎌倉保健福祉事務所
〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜2-16-13
(0467)24-3900
- ・鎌倉保健福祉事務所 三崎センター
〒238-0221 三浦市見崎町六合32
(046)882-6811
- ・小田原保健福祉事務所
〒250-0042 小田原市荻窪350-1
(0465)32-8000
- ・小田原保健福祉事務所 足柄上センター
〒258-0021 開成町吉田島2489-2
(0465)83-5111
- ・厚木保健福祉事務所
〒243-0004 厚木市水引2-3-1
(046)224-1111
- ・厚木保健福祉事務所 大和センター
〒242-0021 大和市中央1-5-26
(046)261-2948

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4673 ・平塚保健福祉事務所 〒254-0051 平塚市豊原町6-21 (0463)32-0130 ・平塚保健福祉事務所 秦野センター 〒257-0031 秦野市曾屋2-9-9 (0463)82-1428 ・鎌倉保健福祉事務所 〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜2-16-13 (0467)24-3900 ・鎌倉保健福祉事務所 三崎センター 〒238-0221 三浦市見崎町六合32 (046)882-6811 ・小田原保健福祉事務所 〒250-0042 小田原市荻窪350-1 (0465)32-8000 ・小田原保健福祉事務所 足柄上センター 〒258-0021 開成町吉田島2489-2 (0465)83-5111 ・厚木保健福祉事務所 〒243-0004 厚木市水引2-3-1 (046)224-1111 ・厚木保健福祉事務所 大和センター 〒242-0021 大和市中央1-5-26 (046)261-2948
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年5月15日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和7年5月15日 時点

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーについて住基ネット照会し真正性の確認を行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	全ての保健福祉事務所及びセンターにおけるセキュリティへの共通認識を形成するため、要領を含めた事務取扱について、子ども家庭課において雛形作成など実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 対象人数 1.	平成26年7月31日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 取扱者数 1.	平成26年7月31日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	5.評価実施機関における担当 部署②所属長	小島 厚	浜田 尚樹	事後	人事異動
平成29年6月30日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	茅ヶ崎保健福祉事務所	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所	事後	組織再編
平成29年6月30日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	茅ヶ崎保健福祉事務所	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所	事後	組織再編
平成29年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 対象人数 1.	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 取扱者数 2.	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成30年1月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 ○情報提供に係る根拠	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条1,2,3,4,5号	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条1,2,3,4号	事後	時点修正
平成30年1月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 ○情報提供に係る根拠	番号利用法別表第二の26の項、87の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条1,2,3,4,5号、第44条1,2,3,4,5号	番号利用法別表第二の26の項、87の項、56の2の項、119の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条1,2,3,4,5,6号、第44条1,2,3,4,5,6号、第30条1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12号、第59条の3 1,2,3,4号	事後	時点修正
平成30年8月29日	5.評価実施機関における担当 部署	①部署 県民局次世代育成部子ども家庭課 ②所属長 浜田 尚樹	①部署 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 ②所属長 中野 美智子	事後	組織再編 人事異動
平成30年8月29日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成30年8月29日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	神奈川県県民局次世代育成部子ども家庭課	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	事後	組織再編
平成30年8月29日	Ⅱしきい値判断項目 対象人数 1.	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月29日	Ⅱしきい値判断項目 取扱者数 2.	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	I 関連情報 3.個人情報の利用 法令上の根拠	番号利用法別表第一の7の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5 号) 第7条2,3号	番号利用法別表第一の7の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5 号) 第7条2,3,4,5号	事後	時点修正
令和1年6月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署②所属長の役職名	中野 美智子	課長	事後	様式改正
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策	—	記載のとおり	事後	様式改正
令和1年11月12日	Ⅱしきい値判断項目 対象人数 1.	平成29年5月25日時点	令和元年7月23日時点	事後	時点修正
令和1年11月12日	Ⅱしきい値判断項目 取扱者数 2.	平成29年5月25日時点	令和元年7月23日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断項目 対象人数 1.	令和元年7月23日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断項目 取扱者数 2.	令和元年7月23日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 対象人数 1.	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 取扱者数 2.	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 対象人数 1.	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 取扱者数 2.	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	I 1.②事務の概要	・児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支 給認定の変更に係る事務 ・児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性 特定疾病医療費の支給に係る事務	・児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支 給認定に係る事務 ・児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支 給認定の変更に係る事務 ・児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性 特定疾病医療費の支給に係る事務	事後	時点修正
令和5年6月20日	I 1.③システムの名称	エクセルにて管理	小児慢性特定疾病医療費支給認定等支援シス テム	事後	時点修正
令和5年6月20日	I 2.特定個人情報ファイル名	小児慢性特定疾病受給者データ(エクセル)	小児慢性特定疾病受給者データ	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月20日	I 3.個人番号の利用	番号利用法別表別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第7条2、3、4、5号	番号利用法別表別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第7条1、3、4、5、6、10、11号	事後	時点修正
令和5年6月20日	I 4.②法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 番号利用法別表第二の9の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条1、2、3、4号 ○情報提供に係る根拠 番号利用法別表第二の26の項、87の項、56の2の項、119の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条1、2、3、4、5、6号、第44条1、2、3、4、5、6号、第30条1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12号、第59条の3 1、2、3、4号	○情報照会に係る根拠 番号利用法別表第二の9の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条1、2、3、4号 ○情報提供に係る根拠 番号利用法別表第二の26の項、87の項、56の2の項、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条1、2、3、4、5、6号、第44条1、2、3、4、5、6号、第30条1、2、3号、第59条の3 3号	事後	時点修正
令和5年6月20日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	(追加)	・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4671	事後	時点修正
令和5年6月20日	IIしきい値判断項目 対象人数 1.	令和4年4月28日時点	令和5年4月24日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	IIしきい値判断項目 取扱者数 2.	令和4年4月28日時点	令和5年4月24日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	IV6.情報提供ネットワークとの 接続	—	記載のとおり	事後	時点修正
令和6年10月18日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求	・平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所 〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 (0467)85-1171	—	事後	管轄変更
令和6年10月18日	I 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	・平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所 〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 (0467)85-1171	—	事後	管轄変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月18日	Ⅱしきい値判断項目 対象人数	1. 令和5年4月24日時点	令和6年4月26日時点	事後	時点修正
令和6年10月18日	Ⅱしきい値判断項目 取扱者数	2. 令和5年4月24日時点	令和6年4月26日時点	事後	時点修正
令和6年10月18日	I 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法別表第一の主務省令で定める 事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令 第5号) 第7条1、3、4、5、6、10、11号	番号利用法別表8の項	事後	時点修正
令和6年10月18日	I 4.②法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 番号利用法別表第二の9の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務 省令第7号) 第8条1、2、3、4号 ○情報提供に係る根拠 番号利用法別表第二の26の項、87の項、56 の2の項、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務 省令第7号) 第19条1、2、3、4、5、6号、第44条1、2、3、 4、5、6号、第30条1、2、3号、第59条の3 3 号	○情報照会に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表13の項 ○情報提供に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表42、80、125、161の項	事後	時点修正
令和6年10月18日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式変更に伴う修正
令和6年10月18日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式変更に伴う修正
令和6年10月18日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式変更に伴う修正
令和7年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 対象人数	1. 令和6年4月26日時点	令和7年5月15日時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 取扱者数	2. 令和6年4月26日時点	令和7年5月15日時点	事後	時点修正